

平成29年度 第11回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年1月15日(月)午前10時00分 第11回天童市農業委員会総会
を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洗一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	遠藤市雄	19番	片桐久雄
10番	清野貢市		

2 欠席した委員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

局長	大内淳一	局長補佐	今田明
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議 事 午前9時50分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長のあいさつ)
議 長 去る1月11日付け天童市農業委員会告示第1号にて招集しました、平成29年度第11回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会には全員出席ですので開会します。
議 長 日程第3号の議事録署名を指名します。13番、松田康政委員、14番、太田博巳委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告をお願いいたします。原田農業振興常任委員長。

事務局長 総会に先立ちまして、9時15分に第4回農業振興常任委員会を開会しました。協議内容は市農協委員との農協振興懇談会についてです。詳細につきましては全員協議会で説明を行います。

議 長 日程第5の事務処理報告をお願いいたします。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
(資料に基づき説明)
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2～3ページの農地改良受付状況について報告する。
総会資料4ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料8ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。
総会資料9ページの申請書の取下願について説明する。

議 長 事務局から事務処理報告ありましたが、皆さんから何かご質問等ありませんか。

(ありません、の声)

承認第11号 農地法第18条第6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(10～14ページ)を説明する。

議 長 解約が非常に多いということではありますが、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議 長 農業振興常任委員会でも話題になりましたが、農協で仲介しない補助金がなくなったというのは何の補助金でしょうか。

事務局長 農協も中間管理機構と同じように、依然からそのような事業があり、実績に応じて補助があるという制度がなくなったということです。農協でも農地の集地についても頑張っていたきたいということですが、補助金もなくなってきたというのが実情です。

議 長 皆さんから、他にご質問ありますか。

ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

それでは、承認第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め承認することと決めます。

議 長 続いて、議第41号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（15～17ページ）を説明する。

議 長 担当農業委員の調査の説明を求めたいと思います。

1番、堀越重助委員。

堀越委員 受人の●●さん、前から作っておられて、今回、それを取りやめて売買になったということです。

議 長 2番、細矢幸市委員。

細矢委員 先ほど解約のところに出てきた物件なんです、前に借りていた人が年をとってできないということです。

事由の通り問題ありません。

議 長 続いて同じく、細矢幸市委員。

細矢委員 同じ人が借りてますので、事由の通り問題ありません。

議 長 4番、佐藤悦雄委員。

佐藤委員 4、5、6、7番は私の担当ですので、4番と5番は受人の●●さんが新規就農で、何年か前から探してくれと言われておりました。事由の通り問題ありません。

6番目の受人の●●さんの隣の畑が渡人の●●さんの畑になっており、今まであまり耕作されていなかった土地ですが、この度、借り受けて耕作するということです。

事由の通り問題ありません。

7番目は、受人の●●さんの田んぼが先月、貸借の解約ということでありましたが、借りてた人から買ってくれと言われたものですが、断られて、●●さんが分家ということもあり、なんとかお願いするということでこの度買うことになったということでした。

事由の通り問題ありません。

議 長
太田委員

8番は太田博巳委員。

8番については、事由の通り問題ありません。

9番から11番の貸借の件ですが、受人の方が今、拡大を盛んにやっている方です。事由の通り問題ありません。

議 長
三宅委員

12番、三宅藤義委員。

事由の通り問題ありません。

議 長
今野委員

13番、今野滋委員。

●●さん、高齢に伴って労力がなかなか続かないということと、畑の場所が干布地区にあるのですが荒谷から通うのも困難だということから、今回、隣接者の方に所有権を移転するという事です。事由の通り問題ありません。

議 長

担当委員の皆さんの調査の結果については、事由の通り問題ないということでございますが、何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

議 長
委 員

北目の七日町あたりは、10aいくらするんですか？

10a50万くらいでしょうか。

議 長
議 長

その他に、何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長

それでは議第41号 農地法第3条の規定による許可については異議なしと認め、許可することに決めます。

議 長

議第42号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐
議 長

総会資料(18ページ)を説明する。

それでは、調査委員と担当農業委員の調査の結果を求めます。

最初に、担当農業委員、太田博巳委員。

太田委員

事由の通り問題ありません。親子間であり、農作業ハウスを建て

るということです。

議長 調査員の結果はどなたですか。佐藤善治委員。

佐藤委員 1月5日に松田委員と共に調査をしてみました。現場の方は住宅が点在している所ではありますが、隣接地が畑ということで、また、使用目的も農作業用ハウスということで、事由の通り問題ありません。

議長 調査会と担当委員の調査会の調査の結果につきましては問題ないということですが、何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

議長 原田洗一郎委員。

原田委員 使用目的の施設、農作業用ハウスはどういった建物を指すものか、ご説明をお願いします。

今田補佐 転用の土地利用計画図では農業用ハウスはビニールハウスです。間口が5.4m²、奥行きが9m²です。農作業用というのは田の方も経営していますので、農業用の機械も一部置きたいということです。

委員 パイプでビニールを張るとか。

今田補佐 ビニールハウスで、一般的なパイプのハウスでございます。

委員 基礎はあるのですか？

今田補佐 基礎はありません。一部碎石を敷いて駐車場等に使用します。

議長 その他に何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 それでは、議第42号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

議長 議第43号 平成29年度第9回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(19～29ページ)を説明する。

議長 ただ今、農用地利用集積について事務局から説明があったところでありますが、何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

議長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 それでは、議第43号 平成29年度第9回農用地利用集積計画

につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

以上をもちまして平成29年度第11回天童市農業委員会総会を終了いたします。

(終了 午前11時15分)